夢大使紹介㉕

島　谷　留美子 氏

株式会社
東北地域環境研究室
専務取締役

南三陸町との関わり

南三陸町は2005年（平成17年）、志津川・歌津両町の合併により誕生しました。町は町の皆さまが改めて地域について学び、議論を深めるため「南三陸町ブランド塾」を開催、弊社代表が初代の塾長を務めさせていただくことで私も訪問させていただくようになりました。町の皆さまは初回から笑顔であたたかく迎えてくださり、まるで我が家に帰ったようなとても居心地の良い思いをさせていただいたことが今も忘れられません。

その頃、弊社は東京や関西在住のさまざまな分野で活躍されている皆さまを町にご案内する機会がありました。世界中の食を熟知している皆さまばかりでしたが、町の農水産物はこれまで経験したことがない美味しさだととても驚かれました。しかし何より町の皆さまの心からのお迎え・おもてなしをたいへん喜ばれたのです。

地域の人々は日常の暮らしのなかに旅人を迎え入れ、旅人は人々の暮らしを全身で体感することによりその地域を好きになりもっと知りたいと思う…。そのような意味であの日は南三陸町の観光の出発点となったのではないかと思います。こうした場に同席させていただいたことは私にとってとても幸せなことであり、大きな糧となりました。

大使としての活動内容

私は観光を基軸とした地域づくり・まちづくりをお手伝いさせていただいており、いろいろな地域にお伺いしています。南三陸町の皆さまが様々な困難と向き合いながらも活き活きと暮らしておられること、地域一丸となってまちづくりに取り組んでおられることなどを微力ではありますが多くの人にお伝えすることを心がけております。

南三陸町への想い

これまで南三陸町の皆さまからたくさんの元気をいただきました。これからも元気な人を見いだし、元気な人をつなぎ、元気な地域であり続けていただきたいと思います。私は南三陸町の皆さまの元気を多くの地域の方々へお伝えしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

夢大使紹介㉖

王　　嘉　暄 氏

台湾嘉義高校日本語教師

南三陸町との関わり

元々は、今回の夢大使にもなっている嶋田さんからの紹介で南三陸町観光協会の皆さまと知り合い、2016年（平成28年）から台湾嘉義高校の生徒をサマーシッププログラムとして毎年（コロナ禍を除き）生徒を連れて南三陸町を訪問しています。

大使としての活動内容

現在嘉義高校の日本語教師として素晴らしいプログラムを南三陸町で開催できています。

台湾の教育旅行は、通常１週間ほどで終わってしまいますが、嘉義高校では、辰の期間２週間ほどを南三陸町で民泊をさせてもらいながら開催しています。少しでもこの有意義なプログラムを台湾でも認知してもらうとともに、プログラムに参加した生徒が日本に大学進学して再度南三陸町に訪問できるように尽力していきたいです。

南三陸町への想い

台湾も太平洋プレート上にあり、防災や生命学習は貴重な経験になります。また、台湾人でもある私が南三陸町を通じて台日友好を活性化できれば幸いです。

おらほの納税教室

１月に『町県民税申告のご案内』を発送しました

「町県民税申告のご案内」は、令和６年１月１日現在で南三陸町に住民登録のある世帯に送付しています。

同封しました「令和６年度 町県民税申告の手引」と「申告チェックリスト」をご覧いただき、申告相談受付期間中に必要な手続きをとられるようお願いします。

必要な書類が全部整っていないと申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。申告会場に早く来場しても必要な書類が全部整っていない場合は、順番が後回しになります。きちんと準備をしてから来場してください。

また、漁業や農業、自営業などの事業収入のある人、または不動産収入がある人は、必ず「収支内訳書」を作成してください。詳しくは、国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

※「収支内訳書の書き方」（冊子）は、町民税務課窓口および歌津総合支所窓口に備え付けています。

前年中に収入がなかった人も、"収入がない旨"の申告が必要です!!

前年中に収入が全くなかった人、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険など）のみの人、家族などに扶養されている人も町県民税の申告が必要です。申告がなされないと、町では収入や所得の情報がわからないため、翌年度分の所得証明書や課税（非課税）証明書などの発行ができません。また、町県民税の所得情報は、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの計算に使用されますが、申告をしないと、各種保険税（料）などの軽減が受けられず、保険税（料）や医療・介護・福祉サービスの利用者負担額が高額に算定される場合があります。

※「収入が全くない」「非課税所得のみ」「家族などに扶養されている」に該当する人は、「令和６年度 町県民税申告の手引」内の「収入のない旨の届出書 兼 扶養控除の申出書」を忘れずに提出してください（用紙は切り取って使用できます。）。

年金収入のみの人で、申告が必要かどうか確認してみましょう！

次の区分に沿って、ご自分の年金収入の合計額をもとに確認してください。
※65歳未満の人は、（　）内の金額を確認してください。

年金収入の合計額

- 148万円以下（98万円以下）→ **申告は不要** ※所得税・住民税は非課税です。
- 148万円超 400万円以下（98万円超 400万円以下）
  - 年金の源泉徴収票に記載されている内容のとおりである。→ **申告は不要** ※申告しても税額に影響はありません。
  - 年金の源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けたい。【例】・扶養控除の追加 ・社会保険料控除の追加 ・医療費控除を受けたい → **申告したほうがお得！** ※申告することで、節税になる場合があります。
- 400万円超（400万円超）→ **確定申告が必要**

＊今月の税・保険料＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

国民健康保険税…………第９期
介護保険料………………第８期
後期高齢者医療保険料…第８期

納付期限 2月29日(木)
口座振替日 2月26日(月)

問 町民税務課　税務係　☎46-1372